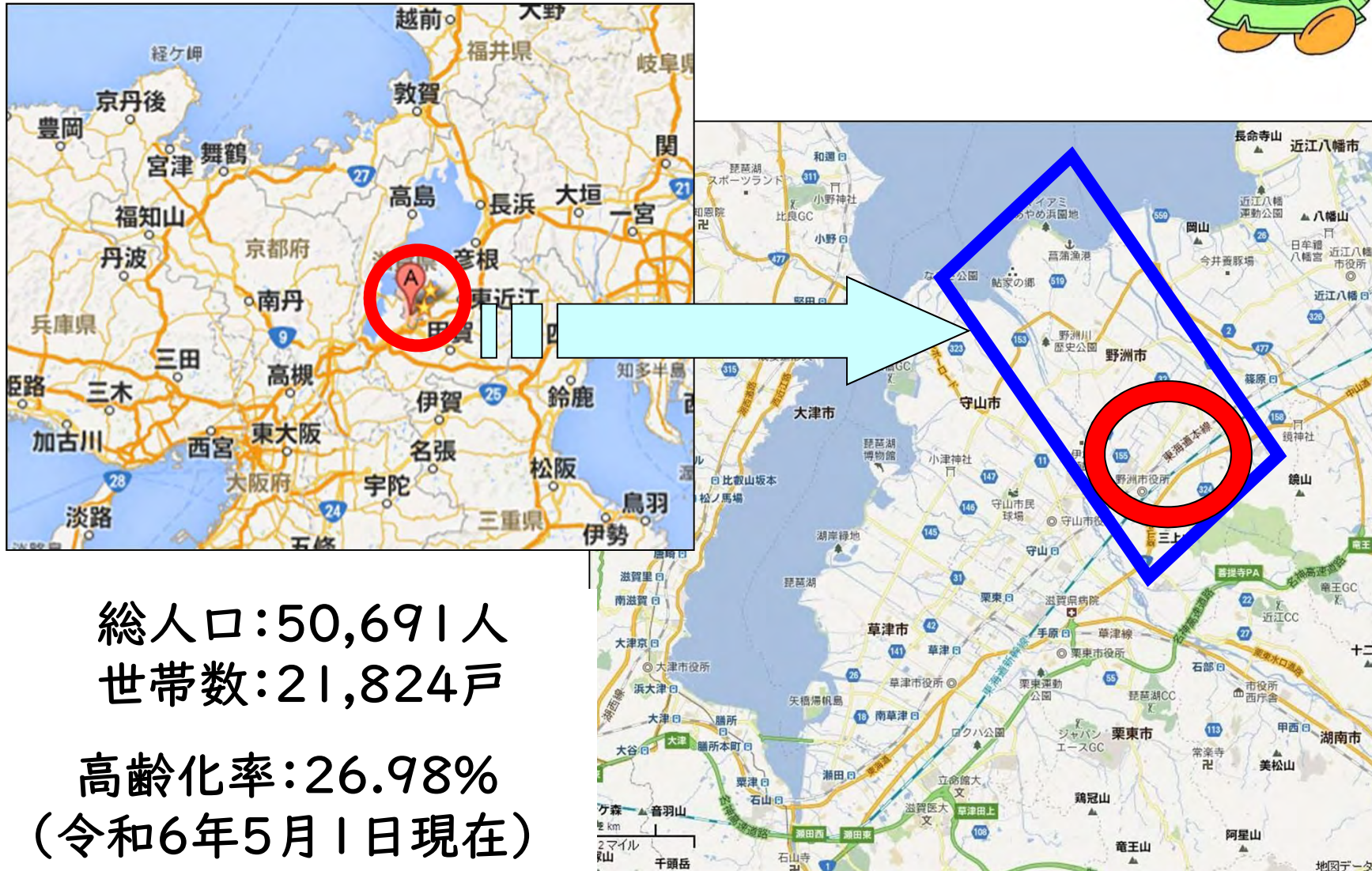


野洲市における 孤立・ひきこもり支援の取り組み

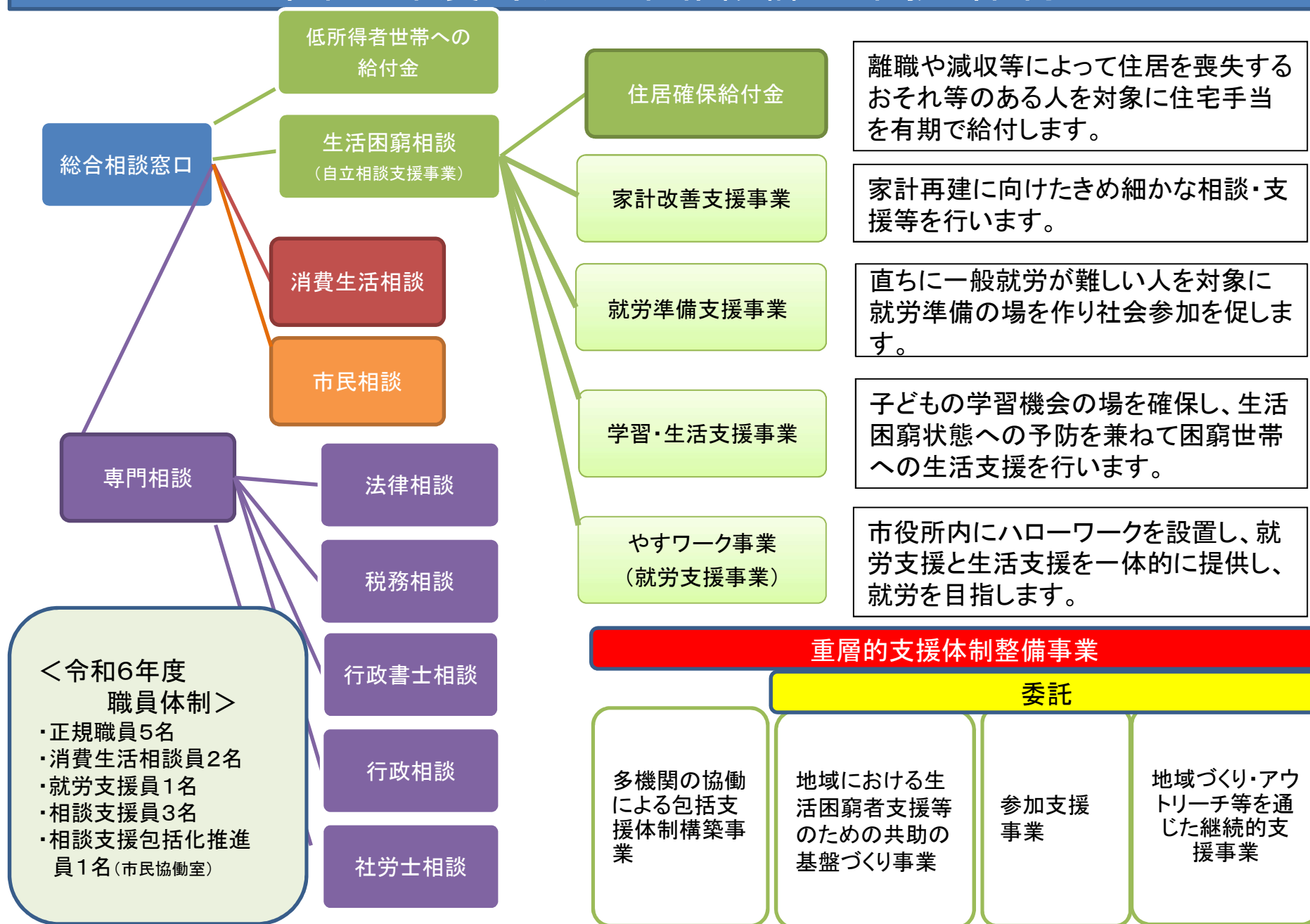


野洲市役所
市民部次長 生水裕美

野洲市の紹介



令和6年度 市民生活相談課の業務・体制



現状・実態

在学中

不登校生徒への支援



本人との相談



学習支援



中学校



保護者との
相談



家庭訪問



野洲市適応指導教室

卒業後

- 定時制、通信制高校進学後、消息不明
- 高校中退後、消息不明
- 進路先未定のまま、家庭で過ごす

成人期

- どの機関にもつながっていない
- 未就労の一方で、保護者の高齢化は進行する
- 引きこもり状態の長期化

問題点

在学中

学校、学年、学級による
取り組みの差

不登校生徒への
取り組みの困難さ

保護者支援をするための
組織化の困難さ

進路先への引き継ぎのみ

アフターフォローのなさ

どこがフォローするのか？

市内の実態、実数すら不明

支援ができない

人事異動

義務教育後

バトンタッチがうまくいかないことで・・・



支援が途切れる

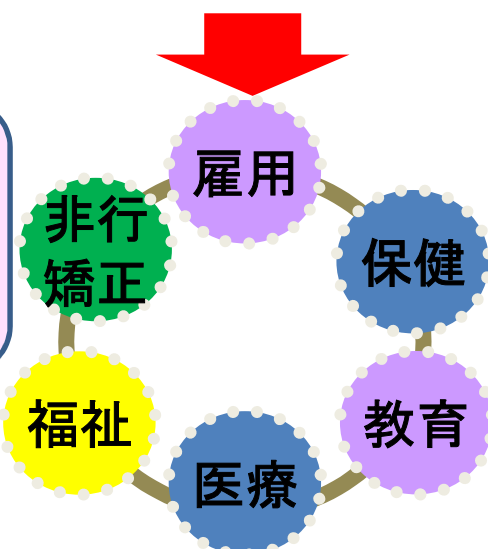
「だれが」「どこに」がわからなくなる

アフターフォローができなくなる

目的

中学校を卒業する不登校生徒を支援先につなげるために、
不登校生徒移行支援会議を設置する

個人情報
支援会議の活用



連携と
情報共有

「支援会議の活用」生活困窮者自立支援法

会議の構成員間で、**本人の同意なしに個人情報**の共有（提供と収集）を行うもの

◎生活困窮者自立支援法（平成30年改正）

第九条 都道府県等《都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村のこと》は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 【略】

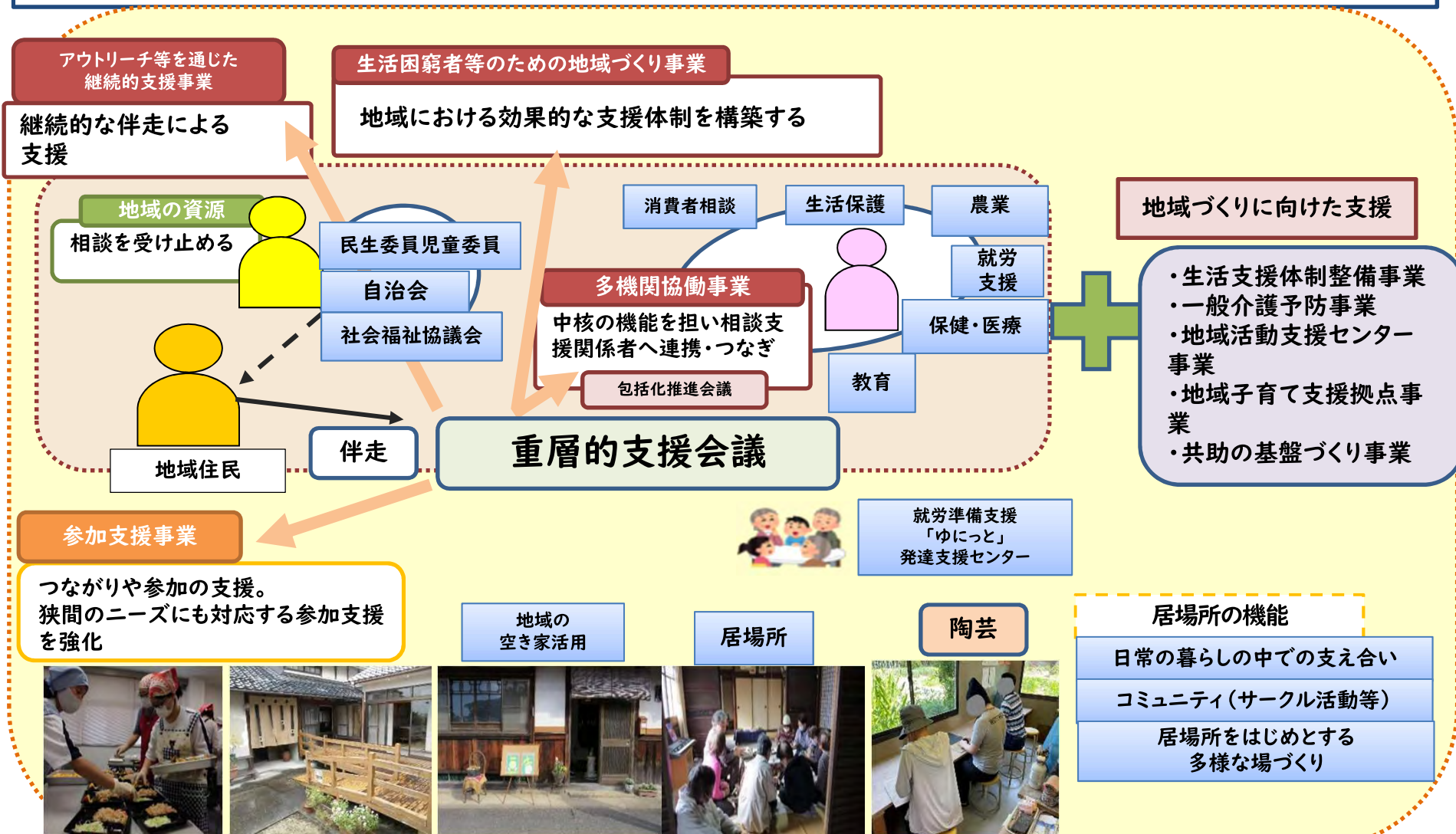
3 **支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。**

4～6 【略】

支援会議を設置することで構成員間で支援対象者の情報共有が可能となる。6

令和5年度 野州市重層的支援体制整備事業について

高齢者・障がいのある人・子ども・生活困窮者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高めあうことができる「地域共生社会」を実現させるべく、包括的な相談の拠点づくり及び協働による地域づくりを推進します。



令和5年度

野洲市重層的支援体制整備事業

生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域の住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、地域づくり、参加支援、相談支援に向けた事業を一体的に実施

野洲市社会福祉協議会（委託）

生活困窮者支援等のための 地域づくり事業

地域における効果的な支援体制を構築するため、福祉ニーズを把握する事業や、その把握したニーズを踏まえ地域サービスを創出・推進を図ります。
・見守りマップ ・死後委任事務

参加支援事業

利用者のニーズを踏まえた丁寧なアセスメントを行い支援メニューのマッチングを行う。また居場所など新たな環境に適応できるように定着支援や受け入れ先を訪問するなどのフォローアップを行います。

市

多機関の協働による 包括的支援体制構築事業

育児、介護、障がい、困窮など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める相談支援体制づくりを推進します。

野洲市社会福祉協議会（委託）

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

地域生活課題を早期に発見し適切な対応を行うために、住民が身近なところで専門職と話し合う場や、住民の自主活動等の交流ができる拠点を各地域に整備します。



万が一「ひきこもり」
になっても、実態を把握しやすく、つながりやすい。

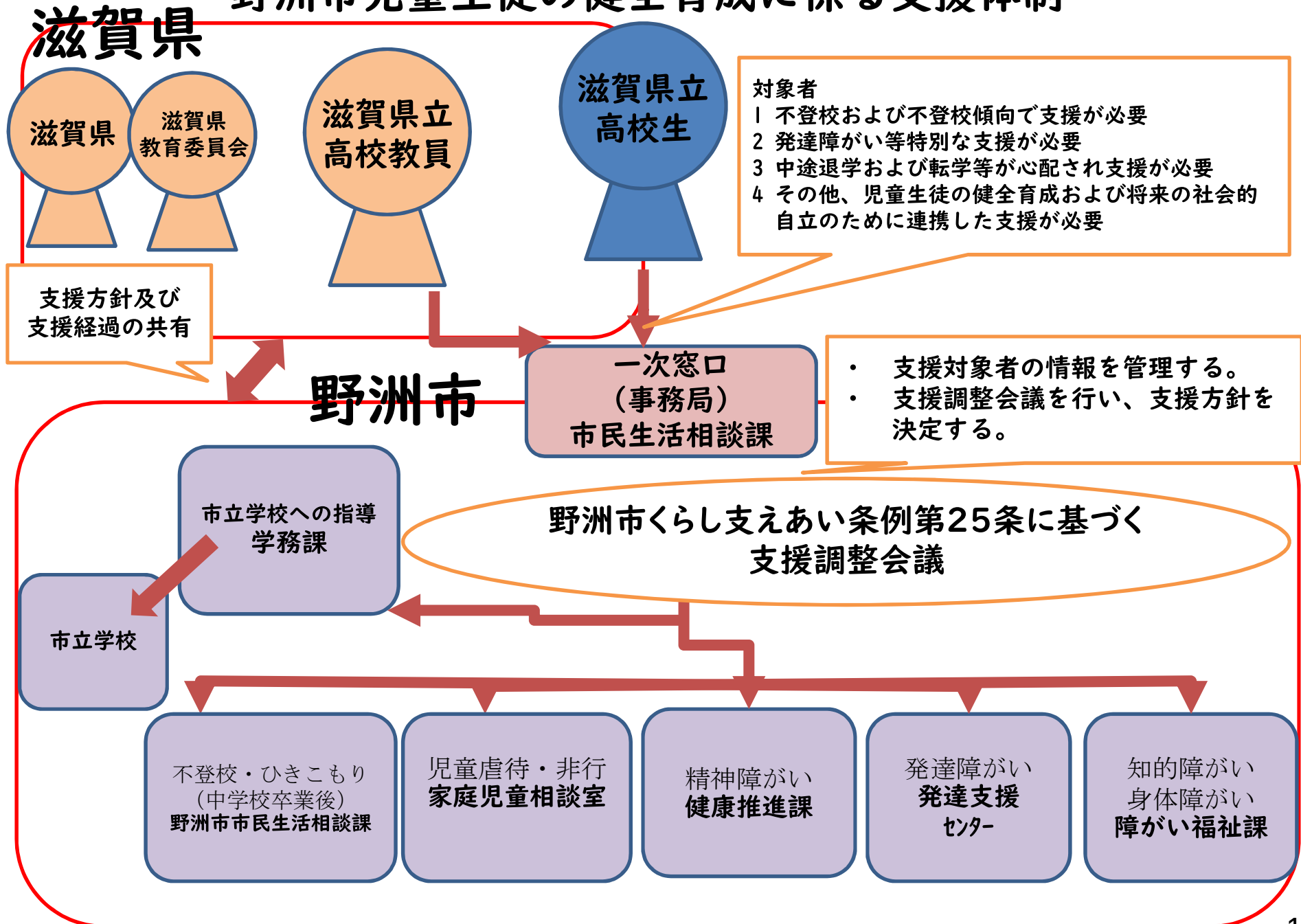
全体のイメージ

円滑なバトンリレー

実際の概要

5 W	Who	誰をターゲット	・中学3年生の卒業時点で30日以上欠席が認められる生徒 ・卒業後も不登校が継続されることが予想できる生徒
	What	何をするのか	・「ひきこもり」リスクの高い生徒の情報共有と移行支援 ・中学校を卒業する不登校生徒の情報共有と移行支援の確認
	When	いつ頃するのか	年に2回 8月、2月
	Where	どこでするのか	不登校生徒移行支援会議
	Why	なぜするのか	「ひきこもり」にならないように教育、医療、福祉等の機関で情報を共有し、義務教育終了後の移行支援のあり方を検討する。
I H	How	どのように	市内3中学校の担当者、発達支援センター、健康推進課、ふれあい教育相談センター、障がい者自立支援課、家庭児童相談室、湖南病院、学校教育課、市民生活相談課、

野洲市児童生徒の健全育成に係る支援体制



児童生徒の健全育成に係る滋賀県と野洲市の連携に関する協定書について

（目的）

第1条 この協定は、市および県が、教育および福祉におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携と協力による、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立に向けた切れ目のない支援を図ることを目的とする。

（相互の連携による支援）

第2条 市および県は、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立に向けた支援に関し、それぞれの役割に応じた適切な対応措置を講ずるため、計画的に情報共有その他必要な連携をするものとする。

滋賀県ひきこもり支援専門家チーム

■目的

身近な地域でのひきこもり支援をより充実させるため、ひきこもり支援センターの機能強化および体制強化を図り、市町等に対し専門的観点から助言等を行う機能を強化する。

■事業概要

医療、法律、福祉、教育、就労等の多職種から構成される専門家チームを設置し、専門的助言・直接支援を行う。

■専門家チームメンバー

- ・医療：臨床心理士（発達障害など）
 - ・法律：弁護士（債務整理・成年後見制度など）
 - ・福祉：精神保健福祉士
：ひきこもり支援実施事業所
 - ・教育：元高校教員（教育との連携）
 - ・就労：キャリアコンサルタント
 - ・生活困窮：ファイナンシャルプランナー、生活困窮者等自立支援相談
 - ・その他：学識経験者
- ※保健→保健所保健師 ※医療→精神保健福祉センター所長

■活動内容

①事例検討

市町に相談のあった困難事例について、多角的な見地から専門的な助言を行う。その他、ひきこもり支援センターの要請に応じて専門的な助言を行う。

②同行支援

必要に応じて、市町や保健所と連携し、ひきこもり状態のある方やその家族に直接、訪問支援・面接相談を行う。

③全体会議

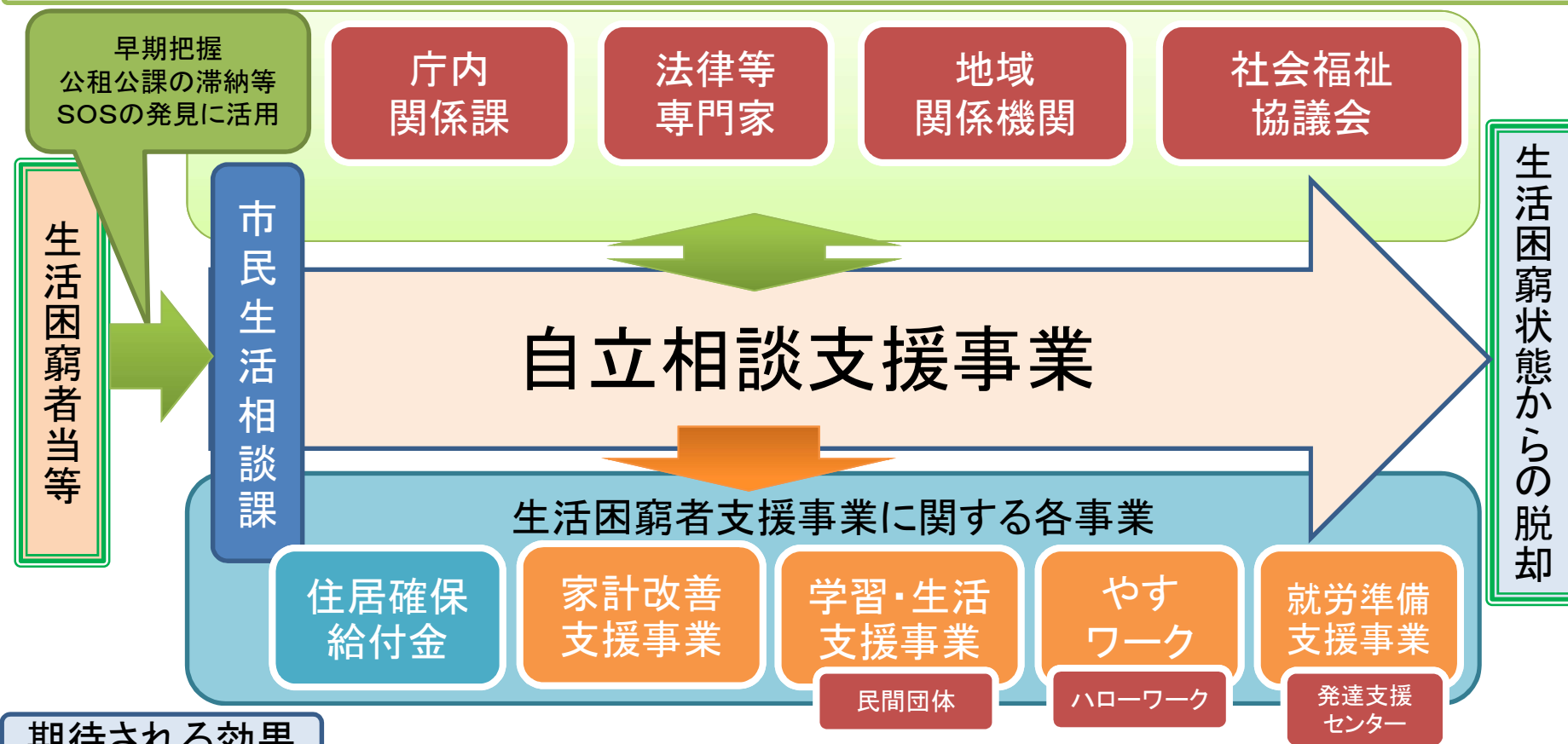
①②で対応をした事例を通して、ひきこもり支援の課題の整理を行う。

令和6年度 野洲市生活困窮者自立相談支援事業について

事業の概要

○ 野洲市くらし支えあい条例に位置付けられた、経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民を生活困窮者等として対象にとらえ、条例を効果的に活用し、相談者の発見から支援を効果的に取り組みます。

○ 就労等による社会参加に向けて、生活支援と就労支援を一体的に提供するやすワークの活用を推進します。



- 生活困窮状態に至る前段階から早期の支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期脱却を図ることができます。
- 生活困窮者に対し「支援を届ける」ことで、相談支援機能が強化され市民の安全・安心な暮らしを守ることができます。

令和6年度 子どもの学習・生活支援事業について

事業概要

- 生活困窮世帯の子どもを取り巻く課題に対し総合的に対応するため、子どもの学習・生活支援事業を実施します。
- 学習支援を行なう団体(委託)と生活支援を行なう市民生活相談課が一体的に事業を実施し、生活困窮状態からの脱却を図ります。
- 高校中退防止として本事業の卒業生等に対し居場所等の支援を行います。
- 本事業が地域の拠点となり、食育支援や学習ボランティアの協力を得て地域の子どもを地域で育てる体制を構築します。

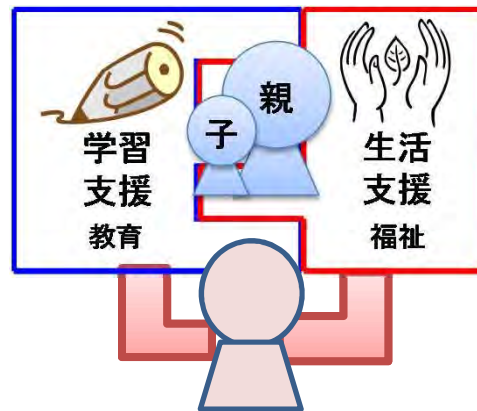
野洲市学習支援事業YaSchool

・目的: 生き抜く力を身につける

- ①子どもたちに対し、貧困連鎖を断ち切ること、貧困に陥ることを防ぐために、学習習慣を身につけます。
- ②生活支援を届け生活困窮状態からの脱却を図ります。
- ③本事業が地域の拠点となり、地域の子どもの地域で育てる体制を構築します。

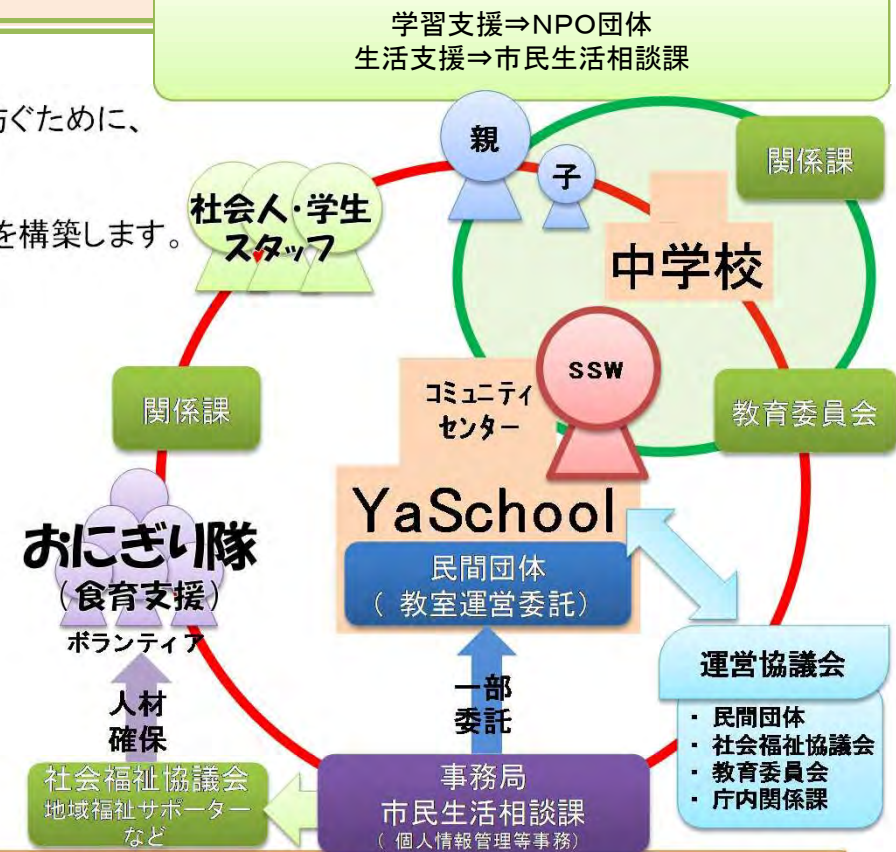
・対象: 市内に在住する中学校1～3年の子どもがいる生活困窮世帯
原則的に、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯

・方法: 学習支援に関する経験を有する民間団体に委託し、実施
コミセンを活用し原則週1日夜間に開校



期待される効果

- 教育と一体的に支援を行うことで、子どもから生活困窮世帯へのアプローチが可能となり、生活支援が充実します。
- 学習機会の保障を行うことで、子どもの学力が向上し、貧困の連鎖防止、予防が行えます。
- さまざまな職業の大人と触れ合うことで、子どもの進路選択などに幅が広がります。
- 本事業が地域の拠点となり、地域で地域の子どもの育てる体制が構築されます。



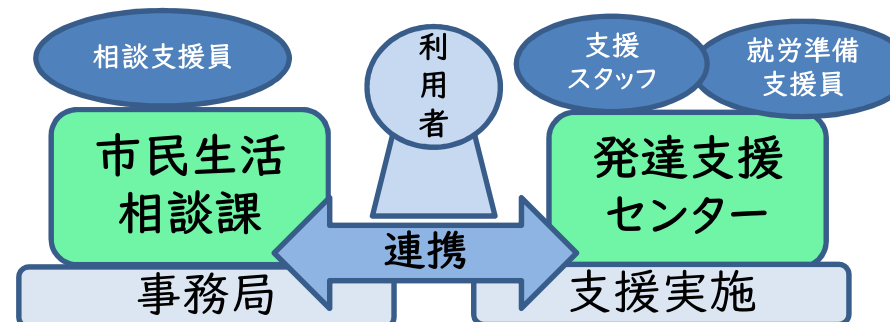
令和6年度 就労準備支援事業について

事業概要

- ・「社会との関わりに不安がある」「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」「ひきこもり状態にある」等、直ちに就労が困難な方に対し、生活リズムを整える、適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援を行います。
- ・就労体験の利用の機会の提供等を行いながら、就労自立に関する支援を計画的に行います。また一般就労に向けての支援は、就労支援事業であるやすワークの機能を活用し連携して提供します。
- ・野洲市社会福祉協議会と連携し、参加支援事業を機能的に活用して相談者に積極的なアウトリーチを行うなど包括的に運用します。

実施方法

- 市民生活相談課（自立相談支援機関）と、発達支援センターが連携し事業を実施
- 発達支援センターに配置する就労準備支援員と支援スタッフが、発達支援センターの資源を活用して実施



体験例



農作業



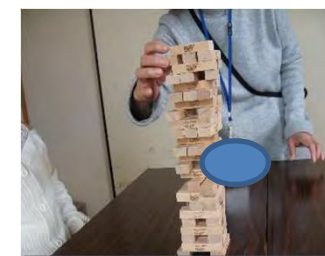
調理実習



市役所の仕事



陶芸教室

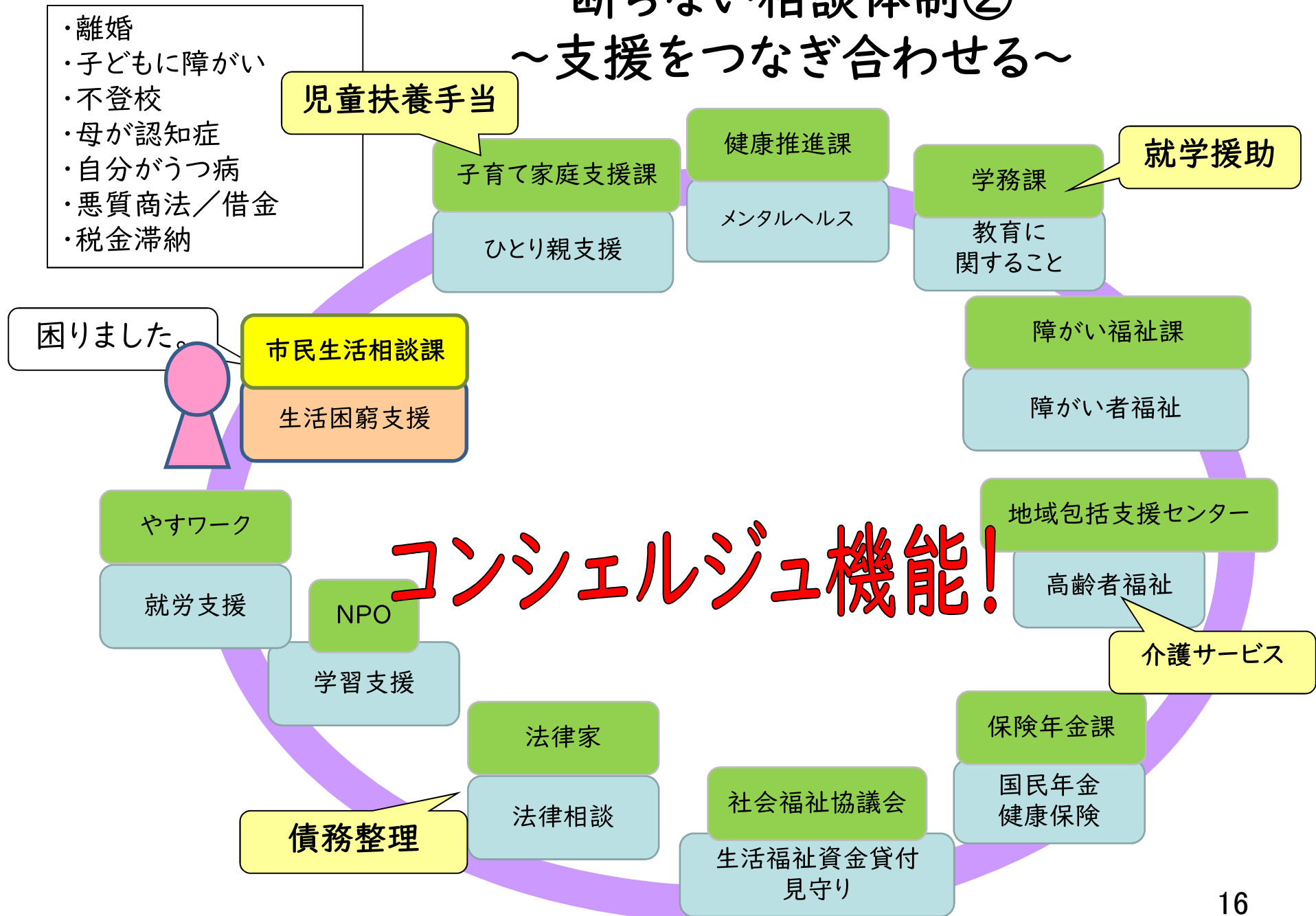


レクリエーション

期待される効果

- ・自立相談支援事業と就労準備支援事業を連動することで、ひきこもり状態にある相談者へのアプローチが効果的にできます。
- ・発達障がい等が疑われるケースに対し、発達支援センターの資源を活用できることから、適切なアセスメントやその後の障がい福祉サービス等につなぐことができます。

断らない相談体制② ～支援をつなぎ合わせる～



滋賀県野洲市 健康福祉部市民生活相談課
消費生活センター

電話 077-587-6063

FAX 077-586-2177

メール soudan@city.yasu.lg.jp

市ホームページ

<http://www.city.yasu.lg.jp>

※事業に関する資料あり

